第78回制度設計専門会合

日時:令和4年9月26日(火) 14:00~15:03

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、岩船委員、圓尾委員、安藤委員、大橋委員、草薙委員、末岡委員、二村委員、松田委員、松村委員、村上委員、山内委員、山口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田中総務課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視 等委員会第78回制度設計専門会合を開催いたします。

私、電取総務課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの開催とし、傍聴者・ 随行者は受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

初めに、本会合の構成員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。資料2を御覧ください。本会合のメンバーとして御尽力いただきました村上委員が御退任されまして、今回より日本生活協同組合連合会常務理事・二村睦子様が専門委員に御就任されております。二村委員より一言お願いいたします。

○二村委員 お時間を頂きありがとうございます。日本生協連の二村と申します。電力・ガス取引監視等委員会に関わるのは初めてですけれども、ガス制度改革のほうでワーキング等に参加をさせていただいたり、消費者団体の皆さんと勉強会などをしてまいりました。なかなか難しい課題が多いので、十分お役に立てるかどうか不安なところもございますが、勉強しながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中総務課長 二村委員、ありがとうございました。

また、本日、岩船委員は冒頭数十分にて御退出予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 二村先生におかれましては大変お世話になりますけれども、どうぞよろし

くお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、議事次第に記載した4つでございます。

それでは、議題1「需給調整市場(三次調整力②)の運用状況について」に関しまして、 事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 ネットワーク事業監視課長の鍋島です。資料3につきまして 事務局から御説明いたします。

まず、2ページ目ですけれども、背景について御説明いたします。

今回、需給調整市場における三次調整力②の取引価格が上昇いたしまして、最高約定価格が347.8円/kW・30分となりました。これは過去最高のものです。こうした価格高騰を踏まえまして、関係事業者に対しまして監視等委員会から報告徴収を行いました。合理的な行動となる価格で入札を行っているかなどを確認するため、併せてヒアリング等も行っております。本日は分析結果について御報告し、本日の議論を踏まえて対応策を改めて議論させていただきたいと思います。

3ページ目ですが、三次調整力②の概要について改めて御説明いたします。

4ページ目ですけれども、需給調整市場では様々な商品が取引されているということでありまして、昨年度、2021年度からこの三次調整力②という商品が取引を開始されております。

5ページですけれども、そもそも電力需給調整力取引所というものですが、これは沖縄を除く全国9エリアの一般送配電事業者によって設立されたものでございまして、送配電事業者が市場の運営に当たっております。

6ページ目ですけれども、三次調整力②についての説明ですが、この三次調整力②につきましては、再生可能エネルギーの予測誤差が生じたときに、それを調整するための調整力でございます。この取引は、毎日スポット市場終了後の前日12時~14時に入札が行われます。14時~15時の間に約定処理が行われます。ですので、スポット市場の動向を踏まえて入札行動が行われるということになります。

7ページ目ですけれども、三次調整力②の募集量・応札量の推移です。去年の4月から 今年8月までの募集量を赤、応札量を青としております。大体の時間帯において応札量が 募集量を上回っておりまして、87%のコマで応札量が募集量を上回っております。逆に言 いますと13%が未達でありますが、この未達が起こると何が生じるかということですけれ ども、その際は電源Ⅱを活用する。ほかの調整電源を活用すると。それでも無理であれば 広域融通をする、それでも無理なら節電要請をするということでありまして、決して望ま しいことではないのですけれども、いずれにしましても87%で応札量が募集量を上回って いるという状況でありました。

8ページですけれども、三次調整力②の約定価格の推移ですけれども、ここに書いてあるオレンジが平均約定価格で、青がこの三次調整力②の最高約定価格になっております。これはマルチプライス方式ですので、札によって価格が同じ時間帯でも異なります。ですので、ぴょんと跳ねているような最高約定価格が出ております。なお、これはスポット市場のシステムプライスの水準と比較すると、この最高価格については相当程度高いコマも存在するということであります。最高価格は8月10日の4ブロック目についた347.8円ということでございました。

9ページ目以降、各エリアの状況について同じスケールでグラフを貼り付けておりまして、これは今年の4月から今年の8月までの4か月間でございますけれども、こういうグラフを貼り付けております。これで見ますと、北海道ですと8月は少し上がったところがありますが、それでも65円が最高価格でございました。東北については7月に少し上がった局面もありましたが、全体的に落ち着いております。

10ページ目、東京エリアですが、こちらは6月29日に一時期135円を付けたということがありますが、それ以外は価格は落ち着いております。中部エリアについては8月10日でこの青い最高価格が大きく跳ね上がっているところがございまして、その際は347.8円ということでございました。これは確報値と速報値で一部数字がずれているところがございますが、こちらのグラフは確報値で資料を作っております。

11ページですが、北陸エリアですが、こちらは価格が全体的に落ち着いておりまして、 最高でも21円ということでした。関西エリアは、5月・6月で一時期価格が80円近くになったときがありますが、8月は価格が落ち着いておりました。

12ページ、中国エリアにつきましては、8月について時々この青い線が飛び出ているところがございます。最高価格で188円を付けたということになっております。四国については、最高でも20円前後ということでありました。

13ページ、九州につきましても、6月末に最高価格32円を付けておりますが、それ以外の局面では価格は落ち着いておりました。

14ページ以降は、ヒアリングで聴取した内容も含めて、入札価格についての分析あるい

は聴取結果を御報告いたします。

15ページ、まず、ちょっとこの需給調整市場の価格付けにつきましての前提でございますが、適正取引ガイドラインにおきまして、この事業者については競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札することが望ましいとされておりまして、詳細について需給調整市場ガイドラインというものがございます。これについては本日の参考資料としても添付しております。

16ページですが、このガイドラインにおきまして、事前的措置ということで価格規律に 沿った入札行動をしていただくことが想定されている事業者の範囲として、ここに掲げら れている事業者が挙げられております。その他の北陸電力、中部ミライズなどについても、 事後監視の対象ではあります。

それで、具体的にどういうことがあったかということを17ページ以降で書いております。まず、機会費用と逸失利益ということですけれども、この需給調整市場ガイドラインにおきましては、価格については積み上げで決めていく、設定するということになっておりまして、機会費用ないしは逸失利益というものを踏まえて、またあと若干の固定費を回収するとか、そういうことを踏まえて入札価格を決めることになっております。そうした価格決めの一部となっている機会費用または逸失利益ですが、それぞれ定義としましては、機会費用につきましては卸電力市場価格と限界費用を比較して限界費用のほうが高いときに発生するもの。逸失利益はその逆で、限界費用のほうが安いときに発生するものというものでありました。

ということで、その2つの価格を比べてどちらが高いかということで機会費用となるか 逸失利益になるかということではあるのですが、このヒアリングをしますと、入札価格の 算定の基礎として機会費用と逸失利益の両方を計上しているという事業者が存在いたしま した。

いろいろなパターン、いろいろな理由でそういうことをされているのですけれども、例 えば事業者Cにつきましては最低出力分まではなかなか燃料費が高いからということで、 そういう理由を作り、それ以降の出力帯では別の燃料価格を設定するという話であるとか、 市場価格もちょっと理由は定かではありませんけれども2つ設定するというようなことを されておりました。

事業者Dにつきましては、ある発電所では焚き絞りをしましたということで、焚き絞ったことに伴う逸失利益を計上し、同時間帯で供出している発電機については今度は別の発

電所を焚き上げましたということで、また費用を計上して付けております。それぞれ別の ユニットとして入札しているということでありますが、ちょっと複雑なといいますか、変 わった計算方法をされております。

関連しまして、21ページですけれども、ちょっと変わった計算方法ということに関連してなのですけれども、こういうケースもございまして、持ち下げ供出ということをされた事業者もいらっしゃいました。

ちょっと図で説明しますと22ページですけれども、発電所には最低出力がありまして、最低出力から上は一般送配電事業者の指示で出力を上げたり下げたり出来ますが、最低出力分はいずれにしても出力しなければいけないということで、このG1という発電所を起動してこの三次調整力②に投入すると。オレンジの部分を投入すると、この最低出力分が問題になると。この最低出力分を持ち上げるときに、電気の計算を合わせるために、G2、G3、G4を、この発電機出力を下げるという対応を行いましたと。下げるというだけですので、それ自体にはあまりコストは掛かっていないのですけれども、この事業者の入札行動としては、これはG1という発電所を起動させたときにG2、G3、G4というものが初めて利用可能になるので、G1が一番最初に入札するように、G1の価格を基準にG2、G3、G4の価格を少し上げるような形で、右下のような単価で入札したということでありました。実コストのイメージは上のような単価ではあるのですけれども、右下のような単価でありますともちろんその分利益が生じます。ですから、G1だけでこのコストは回収できているわけですけれども、この最低出力のG2、G3——この青い部分が追加利益になるというようなことでありました。

それから、24ページ目ですけれども、そういうふうに起動の問題があるのですが、実需給時に実際に起動していないというユニットも聞いたところ散見されました。この三次調整力②という商品は、一般送配電事業者から指示が出ると45分以内に所定の出力まで出力を上げなければいけないというものであります。揚水発電の場合は比較的早く出力を上げられますので、その指示を受けて45分以内に起動出力を上げられるのですけれども、火力発電所の場合は通常数時間掛かるのが常であるので、実需給時に止まっているというのはなかなか変わった話ではあります。この理由につきましてヒアリングで回答があったのは、一般送配電事業者からの停止指令があったと。一般送配電事業者によって止められたものであるというお話があったのですけれども、ちょっといろいろ送配電事業者の側の見解も併せて確認する必要がありますし、昨夜当委員会のほうにも電話で、実はちょっと違うケ

ースがあるというようなお話も電話でお話があったりしますので、この点につきましては より精査をする必要があると考えております。

関連しまして、25ページですけれども、そうした場合に起動費、1回起動すると、火力発電所の規模にもよりますが、ものによっては数百万円発生する起動費ですけれども、こうした数百万円の起動費につきまして、これは入札価格に織り込むということは認められているわけですが、先ほど申し上げたように起動しますということで入札しても実際には起動していないというものがございます。これに関しまして、一般送配電事業者からの指令で起動しなかった場合には、調整力公募(電源II)の契約に基づいて精算を行っているというお答えを御回答されている事業者もございました。ただ、先ほど申し上げたとおり、止まっている事由が何なのかということで関係者の認識も若干食い違っていたり、突然違うようなことをおっしゃる事業者もいらっしゃるので、実際に起動費がどのように返還されたかということについてはもう少し精査をさせていただきたいと思います。

その上で、電源IIの方法で精算をしましたというのは、需給調整市場、三次調整力②と は直接関係ないので、やや別の規程を使って精算をしているような感じはいたしますが、 その電源IIの規定についてはこの25ページに書いてあります。

加えて、三次調整力②も、ユニットの差替えというものがあり得るということで、それに基づく取引規程がありまして、26ページですが、ユニットを差し替えた場合については単価を変えることができますという、こういう方法はございます。ただ、このユニットの差替えをしたときに、実際に何か発電機余力を使って応札したときに、ユニット差替えをしたときにこの単価差替えをしているケースというのはあることは確認しているのですけれども、この起動に伴ってこういう何か変更したケースがあるかどうかは現時点で確認できておりません。

それから、27ページですけれども、連続するブロックへの入札における起動費の重複計上ということで、これは1月24日の制度設計専門会合におきまして、原則起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めないということにしまして、1回分の起動費を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど工夫をするということに整理をしたところです。

ところが、今回8月分について報告徴収をしましたら、入札するブロックへの入札における起動費の計上を実施している事業者が存在いたしました。当該事業者は、システム改修しなければ連続するブロックへの入札における起動費の重複計上は回避できないという

ふうに説明しております。これに関しまして、当該事業者が確かに1月の制度設計専門会 合の後に監視等委に問合わせをされまして、問合わせ内容は、「このような提案を実施す るには、当社の取引方針変更や入札案作成ツールのロジック変更などに大きな修正が必要 との認識です。そのため、適用開始までに数か月程度を所要する可能性がありますが、個 社の努力義務の範囲で準備が整えば開始する形でよろしいでしょうか。具体的には今年度 中の対応は困難になる可能性が高い状況です。上記を是認いただけない場合は、一部取引 を停止させる必要があります。もしくは一律で全事業者に修正を要請するものでしょうか」 というお問合わせがあり、先ほど申し上げたとおり、三次調整力②というものは最終的に は、やはり安定供給に支障が生じるものですので、この「取引を停止させる必要があり」 というようなことがありましたので、監視等委の担当者のほうから、「差支えありません けれども、適用開始を先延ばしすることのないよう、過度に長過ぎない現実的な準備期間 での対応をお願いいたします」と、そのようにお願いしたところです。ですが、その後の 6月にも同じような問合わせがあったということでありますけれども、残念ながら1月の 議論後、数か月たっても、8月になっても、まだこの改修が終了せず、(そうでなければ) その取引を停止させる必要があるというお話もありましたけれども、この起動費の重複計 上を進めていったということであります。システム改修をこの事業者におきましては進め ており、来月からは重複計上を取りやめるということでございました。

まとめでございますけれども、今回そういうふうに報告徴収、ヒアリング等を通じて入 札価格の分析を行いました。ですけれども、今回は「こういうふうなことがありました」 という御報告です。本来的には、それぞれの事業者の行動が果たして合理的な価格とか合 理的な行動と言えるのかというところがあると思いますので、そこにつきましていろいろ、 持ち下げ供出、起動費の扱いについて整理が必要なのではないかと考えております。必要 に応じて、ガイドラインの改定、明確化を含めて検討するべきではないかと考えておりま す。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして皆様から御質問、御発言を頂きたく存じます。 御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。オブザ ーバーの方も含めてお知らせいただければと思います。

それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。事務局におかれましては、丁寧な御説明をどうもありがとうございました。

需給調整市場については、事前規制が一部の事業者に課されていることからも分かりますとおり、やはり市場支配力の行使というものが懸念されている場であると思います。そのため、これから需給調整市場ガイドラインの改定、明確化も含めて御検討されるということですけれども、やはり応札価格の合理性については厳格に見ていくべきであると思います。

また、望ましい行為を軸に今般御整理いただきましたけれども、問題となる行為、つまり市場価格に与えた影響、市場操作の観点からも、もし不適切な行為があれば引き続き厳正な対処を頂ければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。私も、先ほどの松田委員の御意見に賛成させていただきます。それに加えまして、若干コメントを申し上げます。

今回の事務局の丁寧な御説明に感謝します。私は、28ページ、最終ページの事務局案が 非常に分かりやすくて、賛成できるというふうに思いました。

需給調整市場ガイドラインの解釈につきまして、事業者によってばらつきがあるだろうというふうに思います。その点を強く危惧しております。入札価格に機会費用と逸失利益の双方を計上して入札する事業者がおられるということですけれども、こういうことをしますと三次調整力②の約定価格は高騰することにつながりますし、あるいはほかの事案で、連続するブロックへの入札において27ページの事業者の方は来月から対応されるわけですが、逆にそういったことを知りますと統一感がいまだないなということが気になります。持ち下げ供出や起動費の扱いも同様で、このままですとガイドラインの整理がなく、あるいはあっても解釈ないし運用がばらばらとなり、また、事業者独自の解釈をされ、自分に有利なように解釈を変更されるといったことも懸念される状況かと思います。よって、御説明の中で、更なる精査の必要に言及されておられましたけれども、それは歓迎で、最後のページのまとめに書かれておりますとおり、国のほうで統一感をもたらすことのできるガイドラインの整備をしていただくことは非常に有意義ではないかと思います。

以上であります。ありがとうございます。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、大橋委員、お願いいたします。
- ○大橋委員 ありがとうございます。

まず、今回、価格の動きを御覧になって、報告徴収をしっかり執行されたという点は正しい御判断だったのではないかなと思って、評価されるべきことだなと思っています。

相当微妙というか、細かい話を丁寧に拾われたと思っています。この事象がどの程度の 頻度で生じているものなのかなと思っているものの、やはり今回の調べていただいた事象 を通じて、その機会費用あるいは逸失利益の考え方を改めて確認することは極めて重要か なと思っています。

ちなみに、機会費用の話というのは需給ひっ迫が続いている中で入れた考え方ではありましたけれども、今、並行して需給ひっ迫に関しては様々制度が入ってきている中で、この入札における考え方もどうしていくのかというのは改めて振り返るよい機会なのだろうというふうに思っていますので、今回頂いたお話、最後のまとめでは需給調整市場のガイドラインに限定されていますが、もう少し幅広く機会費用の考え方というものを捉えてもよいのではないかなという気もしています。

以上です。ありがとうございます。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、岩船委員、お願いいたします。
- ○岩船委員 岩船です。御説明ありがとうございました。

まだ幾つか整理し切れていない情報があるようで、どんなふうに回答するのかという案が出ていない時点でなかなかコメントは難しいのですけれども、ほかの委員の方からあったように、私もやはりそのガイドラインの改定、機会費用、逸失利益を明確にするというのは非常に重要だと思いました。かつ、三次調整力②は今もうリアルで動いている市場ですので、この改定を行うということであればなるべく早めにする必要があるのではないかと思いました。

もう一点、三次調整力②はシングルプライスではなくてマルチプライスのオプションなので、入札した価格と最終的に取引される価格が異なるような運用というのもあり得るのではないか、最終的には掛かった費用だけ精算されるような仕組みというのもあり得るのではないかと思いました。よろしく御検討をお願いします。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 松村です。

まず、今回の議題に直接関わっていないことを言うようで申し訳ないのですが、その三次調整力②の価格が高騰する、あるいは他のものでも同じですが、価格が高騰する事態への最も効率的な対応は、いろいろな資源でこの市場に参入しやすくして、競争を起こすことだと思います。三次調整力②は、本来DRなどが入りやすい、あるいは蓄電池だとかが入りやすい市場だと思います。そういうものの参入を妨げているのは何なのかということを、もう少し考える必要があると思います。これは「調整力」という括りにしたので、45分前指示だとかのルールが決まったわけですが、ここまでひどい状況が続いていることを考えれば、広域機関にももう一度抜本的に考えてもらって、いろいろな資源が入りやすいようにする改革をもっとスピードアップして考える必要があると思います。岩船委員が別の委員会で低圧の資源が調整力市場に入りにくいという問題点を御指摘になったと思いますが、広域機関が鋭意努力していることは十分承知していますが、少しスピードが遅過ぎるのではないかと思います。このようなひどい事態を踏まえて、いろいろなところでもっと改革のスピードを上げていかないと、いつまでたっても価格が高騰する状況が続くのではないかと懸念しています。

次に、今回は三次調整力②の話をしている。一方で、機会費用だとかという議論では、調整力市場一般の話が今回の資料で出てきています。しかし、他の調整力市場に当てはまる原則が三次調整力②と言う特殊な市場に当てはまるのかは、頭を整理して議論していただきたい。逸失利益だとか機会費用だとかが入るというのは、例えば三次調整力①のようにスポット市場に先立って調達されるものを考えるならば機会費用が存在していることはわかりやすい。 Δ kWを三次調整力①として供出すると、その後スポット市場にその容量を使って応札することができなくなる。そうすると、結果的に焚かれなかったとしても、その卸市場で得られたであろう利益を失うことになるので、そのことはコストとしてちゃんと認識すべき。機会費用の発想が、一時的な対策ではなく本質的に入るべきだという議論は、そういう考え方に基づいている。そうすると、例えば市場価格100円が予想されるとして、自分の燃料費が50円だとするならば、つまり限界費用50円だということがあったとするならば、自分が Δ kWを供出しないで市場に売ったとすれば50円のさやが抜けたはず。だから、その50円分は Δ kWを供出しないで市場に売ったとすれば50円のさやが抜けたはず。

いていただきたい。もちろんこのときには、そんなの当然のことですが、機会費用が100 円ではなくコストとの差になるはずで、市場価格そのものではない。実際に動かしたとき には燃料費の50円も補償される仕組みになっていることは忘れないでください。

さて、その考え方を適用するなら、三次調整力②でそのような逸失利益だとか機会費用 だとかが出てくる余地は極めて限定的。三次調整力②に出てくる電源は原則としてスポッ ト市場に出したのだけれど売れなかった電源なので、スポット市場の価格が高かろうと低 かろうと、それは機会費用だと考える余地などない。自分の限界費用がそれを上回る、そ の市場価格を上回っているから売れ残ったので、三次調整力②で、実コストではなくて、 やれ機会費用だとか逸失利益だとかが出てくるのは原理的に絶対ないとまでは言わないの だけれど、少なくとも卸市場価格、JEPXのスポットの価格を参照にすることは原理的 にはあり得ない。その後の時間前市場を参照することも原理的にあり得なくはないのだけ れど、その価格がその時点で高いと予想されているのだとすれば当然スポット市場の価格 も高くなっているはずなので、よっぽど限界的な事例、スポットの市場がクローズした後 で何か突発的なことがあったとかというようなこと以外は、本来は入り込む余地などない と思います。調整力市場では一般的に機会費用の考え方が認められているということを、 安直に三次調整力②に当てはめて、それで機会費用が織り込まれているだけだから大丈夫、 などと言われても困る。これはコストではなくて機会費用が入っている、逸失利益が入っ ているのだとすると、どうしてなの、何でそんな変なことが起こっているの、ということ は、突き詰めて調べなければいけないこと。しつこいようですが、三次調整力①のときに は今の理屈は当てはまりませんが、三次調整力②に関して本当に正しい理屈になっている のかどうかは、よくよく整理していただければと思います。

次に、起動費の重複計上というようなものについて、それそのものでないとしても、かなりそれに類似した事態が頻発していることを、今回出していただいたと思います。これに手をこまねいているという現状だということを十分考えれば、三次調整力②の市場の改革は不可避で、暫定的に岩船委員が御指摘になったようなことも考える余地があると思いました。

最後に、この価格がここまで高騰するのは本当に異常な事態だということはみなが認識する必要があると思います。つまり、スポットの市場よりも実際に動かしている燃料費、コンペンセート込みならともかくとして、ΔkWだけでこんなに高くなってしまうなんていうことがあるのだとすると、極端なことを言うと、送配電部門がスポット市場に参加して、

調整力ではなくてもうkWhで買ってしまって、必要なくなったら自社のもともと確保している調整力を焚き減らして帳尻を合わせるとか、あるいは更に極端なことを言えば、社会的な費用としては電気ストーブを無意味に焚くなどして無理やり帳尻を合わせるほうが社会的なコストが低い。つまり、ここで三次調整力②で出てきている、本当にこの市場価格というのが社会的費用を反映しているのだとするならば、そうしたほうが社会的なコストが低いという、異常な事態が頻発しているということ。だから、事の重大性は十分認識していただきたいし、今回事務局は、これでこんなに調べていただいたということは、まさにその事の重大性が分かっているからこうしている。その事務局の多大な努力にはとても感謝しますが、しかし、関係者みなが、ここで相当に異常なことが起こっていることは認識する必要があると思います。このようなことが続くのであれば、それこそ本当に三次調整力②の考え方を根本的に変えなければいけないとすら思います。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

それでは、國松オブザーバー、お願いいたします。

○國松オブザーバー ありがとうございます。日本卸電力取引所の國松でございます。

なかなか市場の価格に関しては難しい面があろうかと思いますけれども、私もこの価格帯を見る限りは、kWhの価格を見ている意味で ΔkW についてどうかというのはなかなか当てはまらないかもしれませんが、異常な価格がついている状態であると思ってしまいます。こういう価格がついたときに、そもそも市場の監視というのは、これは監視等委員会様が行うのか、それともこの需給調整市場という中で電力需給調整力取引所がしっかりやるものなのかどうなのかというところがあるのかなと思っておりまして、5ページでお示しいただいています中には、監視機能というのは持たない状態になってしまっているというのは、いろいろな面で初期の動きとかそういったものに問題があるのかなとも思って考えてしまいます。

また、実際に先ほど御説明の中で一部触れられましたけれども、未達のときには電源Ⅱが動くというお話を頂戴しております。300円とかがつくのであれば、電源Ⅱを、こんなようなものを約定させずに電源Ⅱを使うという選択をできないのかどうなのかというところで、そもそもこの需給調整市場というものは調整力を安価にするという目的・目標があるのではないかなと思うのですけれども、そこを安価にするために作ったところでルール

を作って、そのルールに縛られて安価ではなくなってしまうというようなことというのは、なかなか難しい、おかしな面というか、本末転倒というか、そういうこともあるのかなと思います。何にしましても、取引所であれば、やはり価格に関しては取引所というところでしっかりと規程を作り、自発的に規定していくのが望まれるのではないかなと、すみません、オブザーバーですが、取引所をやっている身として発言させていただきました。すみません、ありがとうございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、松本オブザーバー、お願いいたします。

○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。発電事業者BGの立場で発言いた します。

多くの委員の御指摘があったとおり、適切な入札行動が求められておるのは言うまでもないというふうに考えております。個社の状況は正直把握しかねますので言及は避けますが、多くの発電事業者はガイドラインの趣旨にのっとって入札価格をきちんと登録しているものと理解しています。今後も説明責任を果たすとともに、今回の御議論、御指摘を踏まえて、当該ガイドラインや規程にのっとりまして、支配力を有する事業者としてより適切に対処していきたいと考えております。

発言は以上です。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、白銀オブザーバー、お願いいたします。
- ○白銀オブザーバー 関西送配電・白銀でございます。

今夏の約定価格が上昇したことを受けて、非常に迅速なタイミングで分析を実施していただきましたこと、感謝申し上げます。まとめのページに示していただきましたように、今後整理を進めていただき、需給調整市場ガイドラインで明確化していただくことで適切な価格形成につながるものと考えております。一般送配電事業者としてもできる限りの協力をいたしますので、是非とも、早期に整理いただけるよう引き続きのご対応お願い申し上げます。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

多数御意見を頂きました。それでは、事務局からコメントを頂けますでしょうか。

- ○鍋島NW事業監視課長 たくさん御意見を頂きまして大変ありがとうございます。本 日頂いた意見を踏まえまして、速やかにどういう対応をするかの案を考えさせていただき まして、また議論させていただきます。ありがとうございます。
- ○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局は本日の議論を踏まえて必要な対応をお願いいたします。

それでは、続きまして、議題2「小売電気事業者に関する今後の対応ついて」に関し、 事務局から説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 取引監視課の池田です。小売電気事業に関する今後の対応のうち、 前半部分を御説明させていただきます。資料4-1を御覧ください。

2ページでございます。これまで小売電気事業に関し、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るために必要な対策について、事業開始後、事業開始後、事業撤退時の3局面ごとに検討を進め、8月の会合では検討の方向性について御審議いただきましたが、本日は具体的な対応のところに議論を進めさせていただきたいと思います。

まず、事業開始時に関する対応、すなわち小売登録審査の今後の在り方でございます。 4ページです。これまでの小売登録審査においては、決算書類の提出を求め、1年間の 事業継続性の有無には注意を払って審査を行ってきましたが、今後の在り方として、次の ページのとおり、電力市場価格の高騰など事業運営が難しくなる中、申請者に対しては事 業計画の提出を求め、その作成プロセスを通じて市場リスク等の分析やリスク管理体制の 構築を促してはどうかというのがこれまでの審議内容でございました。

次のページでございます。本日御審議いただきたいのは、その具体的な対応でございまして、小売登録申請に必要な書類としてリスク分析・管理に関する様式と事業計画を追加してはどうかというものです。リスク分析・管理に関する様式は、リスク要因ごとに対策、KPIを記載いただくものであり、自らリスク分析・管理を行うよう促すという趣旨に鑑み、記載例は示さず、自由に記載いただくということを考えております。ただし、事業者ヒアリングで重要なリスクとして挙がった「電力調達価格の変動、インバランスの発生、小売電気事業者間での競争」の3点については、重要なリスクとして記載することを求めたいと考えています。事業計画は、このリスク分析・管理を反映したものとし、中期的な事業継続性として3年間分の計画としていただきたいと考えています。もちろん、あくまで参入者にリスクを直視して覚悟を持っていただくことを促すことがその趣旨ですので、赤字続きだからといって登録拒否をするということは考えておりません。

次に、事業開始後の論点に移ります。8ページです。8月の会合では、事業者が事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告していただくとともに、1枚めくりまして、セルフチェックの実効性を高めるために、国がモニタリングを行うことが重要ということを議論させていただきました。

10ページです。本日御審議いただきたいことは、リスク管理体制の運用状況については 小売登録審査で提出を求める様式に「KPIの達成状況」を追加したものとし、組織体制 に関わるものであることから、年1回の頻度で定期的にセルフチェックし、取引報の一部 として国に報告いただくことはいかがかということでございます。

11ページです。「資金の概況」は、四半期に1回の頻度で、過去3か月と今後3か月の資金の見通し等を取引報の一部として報告いただいてはどうかと考えております。報告内容のイメージを示させていただきましたが、最も重要な項目は②の月末の現預金残高と④のインバランス支払額だと考えております。現預金残高とは運転資金そのものですし、インバランス支払額については、これは何十億円にも膨らんで巨額の未払いを残して倒産したケースが過去に複数あるためでございます。これら金額の電力販売額に占める割合も御提出いただきたいと考えています。0.何以下だと危険だというデータが得られているわけでもなければ、業態によって様々だろうとは思いますが、例えば③の数値が減少傾向にあることを知ることで、経営危機になる前に立て直しを図ろうとすることなどが期待できるのではないかと考えています。

12ページです。セルフチェックの対象者ですが、効率的な運用からはある程度絞るべきであって、毎年国による監査を受けているみなし小売電気事業者や需要家のいない小売電気事業者は、リスク管理体制・資金の概況ともに報告不要としてはどうか。

次のページで、会計監査人による監査を受けている資本金5億円以上の大会社でGC注記のないところや、親会社が上場企業であり純資産が50億円以上のところは資金の概況の提出は不要としてはどうかと考えております。もちろん、これら条件に該当する場合も、例えば9月会合で審議いただいたインバランス料金の未収リスクに備えた保証金が求められた事業者であるなど、国が必要と認める場合は資金の概況を求めることとなると考えております。

続きまして、15ページ、国によるモニタリングですが、セルフチェックの実効性を高める観点からは、エビデンスの提出を求めるなどの確認作業を年1回程度定期的に行い、そ

の概要を公表することとし、撤退の予兆をつかむという観点からは、提出内容や相談窓口への問合せ等の情報を総合的に勘案して、ヒアリングを実施することとしたいと考えております。

16ページ目、需要家への情報提供も論点となっておりました。需要家にとって電力会社選択のための有益な情報に足り得るものではありますが、営業上の秘密や信用毀損の問題もあり、公表することは不利益処分に相当し得るものであり、慎重な検討を要することから、小売営業ガイドラインの「望ましい行為」に記載することで情報提供の促進を図りたいと考えています。

以上が事業開始後に関する論点です。

続きまして、事業撤退時についてでございます。

18ページです。8月の会合では周知期間等について議論いたしましたが、託送解約のように小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合にはこれと異なる周知方法を採る必要があり、通常の小売撤退とは分けて検討する必要がございます。

まず、19ページ目、小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合についてですが、需要家が切替先を検討して申し込むための期間についてですが、需要家が切替先を検討して申し込むための期間を確保する観点に立てば30日以上の周知期間が必要と考えられる一方、20ページのとおり、1万件以上の契約を解除する場合、特別高圧・高圧の契約を解除する場合、需要家で入札手続が必要となる場合は、実際に契約切替えに要する時間を考えると90日以上の周知期間が必要であると考えられ、それを前提に制度的措置の検討を進めていきたいと考えています。

21ページ、「小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合」の需要家周知の在り方ですが、この点に先立ち、前回会合で保証金の未払いによる託送解約の場合は、解約時期が早まることにより需要家への周知期間も短くなるのではないかとの問合わせがございましたので、その点についても補足させていただきます。

22ページ、小売営業ガイドラインでは、一般送配電事業者は電気の供給停止の1か月程度前に需要家に対して通知を行うことを求めておりますが、これは保証金の未払いを理由とした託送解約にも適用されるルールでございまして、23ページの図のとおり、結果として託送解約が早まっても、託送解約から供給停止までの1か月の周知期間が与えられることには変わりないということとなります。

24ページ、託送解約時の現行ルールとして、ガイドラインには小売電気事業者が行うべ

き項については明確に定められてはいませんが、託送解約の原因を作った責任もありますので、小売電気事業者にも速やかな周知を求めてはどうかと考えられます。そのようにすることで、需要家が契約切替えを行うための期間をより長く確保することが可能となるということも期待できます。ただ、常に早期の周知を求めてしまうと、託送解約を回避して事業を継続できる余地を奪うことにもなってしまいます。このため、妥当なラインとして、託送解約のなされる可能性を認識した場合であって、それを回避するための措置を講じることができる見込みがないと自ら判断した場合に、需要家に速やかに周知することを求めることが考えられるのではないかと思います。

そうすると、25ページのとおり、早期の託送解約でも、逆に小売電気事業者に対する周 知期間が今よりも若干延びることとなります。

最後に、26ページ、補足的に需要家側から解約する場合の在り方についても御審議いただきたいと思います。背景事情ですが、今年の5月頃、公衆街路灯電力の料金の請求をめぐりまして、地方公共団体と電力会社の間で、解約を申し込んだか解約を申し込んでいなかったかの食い違いが生じるトラブルが報道されました。その電力会社は当時、解約申込みを電話でしか応じていなかったところ、そのために言った言わないのトラブルが起きてしまった事案でした。電話での手続も利便性の高い手段ではありますが、中にはこのようなトラブルを避けるために、解約申込みを行った証拠が残る方法での解約申込みを希望する需要家もいるであろうと考えられるところ、3ポツ目のとおり、解約を受ける際は複数の方法を利用可能にすることが望ましい旨を小売営業ガイドラインに規定してはどうかというところでございます。

以上、事業開始時、事業開始後、事業撤退時の3つの局面に沿って、具体的な対応の案 について御説明させていただきました。前半部分の御説明は以上でございます。

- 〇鍋島NW事業監視課長 続きまして、資料4-2について続けて御説明させていただきます。
- ○武田座長 お願いします。
- 〇鍋島NW事業監視課長 では、資料 4-2 を投影いただけますか。 資料 4-2 について御説明いたします。

本日御議論いただく内容についてですけれども、前回の本会合におきまして、インバランスや託送料金の大規模な未払いを防止するために、このインバランス発生をする理由とする解約――これは結局取らないということになりまして、保証金未払いを理由とする解

約について整理をして御議論いただいたところです。

ここで一旦この専門会合において御同意いただいたところではあるのですけれども、複数の新電力の方から御指摘いただいております。例えば、2020年度冬季に発生した事象のように、燃料制約で市場の売り入札が減少して小売事業者側が電気を買おうと思っても買えなかったというようなときに、インバランス量が急増した場合はどうなるんですかという御指摘をいただきました。それから、FIP(Feed-in Premium)の再エネなどについては小売事業者のほうで予測を立てているのですが、その予測が外れてしまったときにも発電インバランスが発生してしまいますと。こういうときにも保証金の請求対象になってしまうんですかという御質問を頂いたところです。こうして複数の事業者の方から御指摘いただきましたので、事務局といたしまして整理をさせていただいて、この専門会合で御確認いただければと思った次第です。

前回の議論ですけれども、前回は、そもそも小売電気事業者がインバランスを発生させて、それで未払いがあったときには託送契約を解約できるわけですが、ここの図には書いていませんけれども、実際にインバランスが発生してからそういう未払いの期限が来るまで2か月余りございます。その間にインバランスが更に増えるというようなこともあるので、その対応策として前回こうした保証金を請求する、そしてその保証金を請求して払えなかった場合には解約と、こういうことを議論いただいたところです。それによって2か月間という期間が少しでも早くなって未払額が抑制されるのではないかという御議論でした。

その際の約款の運用につきまして、事務局案におきましても、ここに掲げられている a・b・cという要件を付けまして、調達率が急激に低下する、インバランス量が大規模 である、一般送配電事業者のインバランス改善要求に応じない、こうした要件を運用に当 たっては付けてはどうかと御提案したところです。更に重ねて、慎重に検討した上で運用 してほしいというようなことも書いてございました。こう書いてありますので、普通に考えても新電力の方からお問合わせいただいたような話でこれに該当するケースというのは それほど、なかなか考えにくいというところではあるのですけれども、改めてきちんと紙で整理したものが次のものです。

まず、そもそものこの議論の背景ということを、ここは前回の資料でも書いていなかったので書かせていただいております。先ほども説明がありましたけれども、2020年4月から2022年4月までの2年間でこの450億円の未収額というものが発生し、その金額の多く

はインバランス料金であり、かつ、その多くが特定の小売電気事業者1社によって生じました。この小売電気事業者は、相応の販売電力量を持ちながら、あるときからほぼ全量インバランスに依存する状況になったと。ですから、先ほどの調達力が急激に低下するというのは、こういうケースが1個ありまして、あるときからほぼ燃料をインバランスに依存する状況になったと。それで改善要請にも反していた。また、そもそも額としてもこういう巨額の状況であったと。こうした状況を抑制するということを主眼として、前回のような御議論をさせていただいた、事務局案を提示させていただいたところでございます。

こういった趣旨を踏まえると、お問合わせの案件について、一律に燃料制約によるものというのを運用上除外するというものではないのですけれども、ただ、もともとが未収リスクをどう防ぐかということでありますので、燃料制約によってたまたま特定の時間について電気が調達できなかったといっても、それだけで一般送配電事業者にとって未収リスクが極めて高い、高まったというものではないと思いますので、ここは前回整理されたところではあるのですけれども、一般送配電事業者においてはきちんとそういう状況、それから小売電気事業者のインバランス発生に係る事情も考慮した上で運用を行う必要があると事務局としても考えます。

それから、新電力からのお問合わせ2点目のうち、発電量調整供給契約者(発電契約者)に関しましては、確かに未収リスクという文脈で言いますと、ここで書いているような架空の発電計画を提出するとか、非常に無理やり考えると未収リスクとかインバランス料金が巨額になることも考えられるのですけれども、実際問題としてそういうことが考えられるかとか、そんな極端に問題のある事業者につきましてこの未収リスクの観点で議論する話なのかというところについては留意が必要だと思います。

ということで、3つ目のポツですけれども、この発電側のものにつきましては、今回託送約款上措置しないと。接続供給契約上の契約者に関する保証金規定について整理するということにしてはどうかというふうに考えます。もちろん、こういう発電契約者でも非常に極端なケースが出たということになりましたら改めて議論すればよいと思いますし、DR事業者についても同様でありますが、現時点でそういう事例も特段ないということであれば、ひとまずは接続供給契約者の点だけ規定を整備すると。言わずもがなですけれども、変動型再エネの発電インバランスを予測外れで少し、あるいはその日、あるいは数日後出させたというような話は、それだけでその会社の未収リスクが極めて高くなっているという話ではないというふうに考えているところです。

ということで、更に重ねてですけれども、ちょっとややしつこいようですけれども、前回もきちんと慎重に検討した上で運用してくださいというふうに書いてありましたので、 大規模とは言い難いインバランスにこの整理をするというのは、大規模未収リスクに備える今回の措置との関係でも趣旨にちょっと反すると考えております。

いずれにしましても、一般送配電事業者におきまして保証金を請求するという事例はよ ほどの事例とは思いますけれども、電力・ガス取引監視等委員会におきましてもその運用 状況は適切に監視をしたいと。こういうことで新電力の方からのお問合わせに対する考え 方の整理をしたいと考えております。

○武田座長 どうもありがとうございました。小売電気事業者に関する今後の対応についてということで、2つの報告、御提案いただきましたけれども、併せて御議論いただければと思います。先ほどと同様に、御質問、御意見ありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。

それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。資料4-2に関して、1点質問という形で申し上げます。

事務局におかれましては、改めて保証金の請求に関する論点を明確に整理いただきましてありがとうございます。この点に関して、やはり要件が明確であることが予見可能性を向上させるものでありまして、小売事業者に対する規範としても明確になりますので、小売事業者がこの点をよく予見することができれば適切な行動が取りやすくなるところであると思います。

その前提で、質問としましては、今般大規模なインバランスに関してということが要件で問題となりますけれども、この「大規模」というのが絶対的な量として大規模であるという御趣旨であるのか、それとも当該事業者について相対的に判断されるのかという点が少し気になりました。その点、事務局での現時点での解釈というものがあればお伺いできればと思いました。

以上です。

- ○武田座長 ありがとうございます。質問については後ほど御回答いただくと。続きまして、草薙委員、お願いいたします。
- ○草薙委員 草薙です。私は、小売電気事業者に関する今後の対応について①のほうからコメントをさせていただきたいと思います。

事業開始時と、それから事業開始後と事業撤退時の3つに分けて丁寧にお話をくださって、大変ありがたく思っております。

まず、事業の開始時というようなところで思うところなのですけれども、6ページで、 事業上のリスク要因として今回3項目をはっきりと明示していただき、ありがたく思います。今回この3項目が明らかになりましたけれども、もしかしたらこれ以上に様々な項目 を設けて積極的にセルフチェックをしていきたいという事業者が現れるのかもしれない。 もしそうであれば監視等委員会としても取り上げて、そのようなことをお考えになった理 由を調査していただく。こういったアプローチがあってよいのではないかと思いました。

続きまして、事業開始後でございます。このスキームでは、セルフチェックがうまく機能していって、よりよい事業内容や経営体質になっていただくということが重要だと考えております。事業開始後のリスク管理体制の運用状況を、みなし小売等を除いた多くの小売電気事業者を対象に、対策に関するKPIの提出や達成状況の報告をしていただくという内容になっていますので、ここにはしっかり重点が置かれるべきという認識でございます。

電力市場を取り巻く環境の大きな変化を認識した上で、自らの判断でリスクへの対策を適切に講じるということの重要性は当然なのですけれども、今回のスキームでは、電力取引報という形で対策に関するKPI等が国によるモニタリングを受けるという形ですので、まさにその中で経済合理性に基づいた自由闊達な事業活動を導いていただきたいと思います。例えば、電力調達価格の変動要因への対応として、スポット市場からの調達比率を10%以下にするというKPIを立てたとして、その後、市場価格が下落した場合に、事業者としては経済合理性の観点から電源差替えを実施してスポット市場からの調達比率を上げたいという動機を持つと思いますけれども、この10%というKPIと国によるモニタリングということが頭をかすめてそれに躊躇を感じるというようなことになっては本末転倒だと思いますので、理由が合理的に説明できれば監視等委員会としても問題なしとされることが重要なのだろうというふうに思います。

また、事務局資料の8ページに、先物市場の比率〇%という例がございますけれども、 KPIの達成状況が国からフォローされるということで、事業者として高い目標をあえて 設定せず、低い目標を設定して確実に達成するというような行動や、それから安い電源を 調達していきたいという意欲をそぐというようなことになってはいけませんので、これも 監視等委員会が御覧になって、高い目標をクリアしていく事業者を取り上げ、そのように できた理由を聞くといった調査もあっておかしくないのではないかというふうに思います。 続きまして、事業撤退時の話でありますけれども、今回のスライドで、18ページの議論では、以前、私自身は、自分で市場からの退出を決めた場合と、いわば退出についてTSOから引導を渡される場合の間で周知期間にしっかりとメリハリを付けてはいかがか、すなわち、前者を後者よりも短くすべきではないかというふうに思い、また発言したのですけれども、今回の19ページのスライドにもありますとおり、処理すべき数が多くて処理を終えることに困難を来す可能性もあることから、周知期間は少なくとも現行の日数が必要というふうに考え直しました。

したがいまして、20ページの事務局案に異存はございません。ただ、需要家への周知に 正確さやスピード感が必要であるという問題意識は依然として持っています。

そこでちょっと気になりますのが、小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合の需要家通知の場合で、24ページの提案された下から2つ目及び一番下のポツの「速やかに周知」というときの日数をどう考えるかという点であります。可能であれば、これについてもどの程度の期間を見ておくことが妥当なのかを決めておいていただくほうが、問題が生じにくいのではないかと思います。

以上であります。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。それでは、末岡委員、お願いいたします。

○末岡委員 ありがとうございます。私も前半部分についてなのですけれども、事業開始後のモニタリングについて、全社に基本的にセルフチェックと定期報告を求めるということにしつつ、ほかの仕組みで同様なことが求められている会社さんについては免除するという基本的な枠組みは賛成をいたします。

具体的なところですが、13ページのところで例外をどう定めるかというところが書かれていたと思うんですけれども、親会社に限らず、自らが上場企業であったり有報提出会社であるような場合も同様の理由から免除でもいいのかなと思ったというところと、逆に、例外の①のところについては、原案に加えて利益に関する一定の視点を組み込んだほうがいいのではないかなと思っているところです。原案においても継続企業の前提に関する注記の有無であるとか、無限定適正意見というところで一定の担保をされようとしているということは理解をいたしましたが、これらは相当例外的な事態というふうに思いますので、毎年毎年抵触をチェックするのが難しいということであれば、例えば2~3年連続しての

営業赤字とか経常赤字といったような要件にすることにより、事業者も当局も準備期間が 持てるのではと思った次第です。

それから、会計監査人による監査という観点で資本金5億円以上とされているということなのですけれども、確かに他者の目から見てチェックが効いているということかもしれませんが、種々の理由で任意監査を受けている会社さんなどもいらっしゃると思うので、ではそこも免除するのかといったような議論になっていくと思うので、会計監査を受けているかどうかというだけでは足りないのかなという気がしたところです。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、委員を優先いたしまして、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 安藤です。よろしくお願いします。私も資料4-1についてです。

今、末岡先生からあった13ページのところのお話ですけれども、①の要件についてはよく分かるのですが、②について、親会社が上場企業であって純資産額が50億円以上とあります。この基準を設定したとして、子会社の当該事業者の経営が行き詰まったときに親会社が助けてくれるかどうかということを必ずしも担保されていないのではないか。もちろん、企業の評判など、信用リスク、様々なことを考えて総合的に評価をされるとは思いますが、この辺りは②の要件でなぜ大丈夫なのかというところはよく考えておく必要があるかと思います。ここでは「適宜見直すこととする」とありますので、特段現時点のこの案で反対はしませんが、②が十分な理由になるという理由について、正確に理由が示されているとよりよいかと考えました。

次に、19ページから20ページの撤退のところなのですが、低圧で2か月にわたって数千件の未切替えが残っていたというときに、これは撤退する事業者側のリソース不足の問題なのか、それとも切替えの提案をされたときに需要家の側がなかなか重い腰を上げないという話なのか。仮に後者である可能性があったとすると、これを1か月から例えば3か月に延ばしたとしても、結局多くの人が締切りぎりぎりにならないと夏休みの宿題をやらないかのように切替えの作業を行わないということも考えられるので、1か月か3か月かという期間の長さの問題に加えて、定期的にリマインダーを出すとか、早めに切替えの作業をやることに対して何らかのインセンティブがあるほうがいいのかみたいなことも同時に考える必要があるかと考えました。

最後に、需要家からの解約の申出について明確な手続を定める、また本人確認をする、

この辺りはとても大事なことかと思っております。言った言わないになるという話だけではなく、何かいたずら目的などで他人の契約について解約の申出なんかをしてしまってそれが通ってしまうと困りますので、本人確認等もきっちりやっていただければと思っています。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。私からは、資料4-1の撤退時のときのルールについてです。

多分、普通の消費者のところで一番問題になるのは、急に事業者が撤退をするということだと思います。そういう意味では、小売電気事業者が撤退時期を決定できないケースというのに関心を持ちました。このときに、撤退を決めた事業者の、言ってしまえばモラルハザードというんでしょうか、そういったものを起こさせないような規程なり進め方が必要なのではないかと思います。今回のこの通知の案を見たときに、もちろんほぼ合理的なルールだとは思うのですけれども、これで十分なのか。今日の時点ですぐにこれをこうしてくれという意見があるわけではないのですが、退出をしていこうという事業者がきちんと最後まで責任を果たしていただけるようにするためのルールなり監視の在り方とについて、ポイントを置いていただければと思います。

抽象的な意見で申し訳ございません。以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました、石川オブザーバー、お願いいたします。

○石川オブザーバー 中部電力ミライズの石川です。私も、資料4-1のところについてコメントをさせていただきます。

前回会合において、インバランス料金の未収リスクを勘案した保証金の未払いを理由とした託送契約の解約が起こった場合に、小売電気事業者には需要家に対してより早期の周知が求められるといったことにつきまして、小売営業ガイドラインへの適切な反映をお願い申し上げました。今回資料の中で説明いただいたとおり、小売電気事業者が需要家に速やかに周知しないことを「問題となる行為」とガイドライン上整理していただいたことで、需要家が契約切替えを行うための期間をより長く確保する方向性としていただきました。これに賛同いたします。

ただ、1点懸念を申し上げますと、やはり24ページにおきまして託送解約を回避する見込みがないと自ら判断する場合との条件が記載されておりますが、需要家への周知のタイミングが、これは小売電気事業者の判断にやはり任せられる形になってしまっておりますので、結果として需要家保護が図られないケースが生じる可能性が依然あると思っています。ですので、ほかの委員もおっしゃっておられましたけれども、そもそもこのようなケースに陥ることがないように、今回整理されておりますが、事業開始時における中長期的な事業継続性の確認ですとか、事業開始後におけるセルフチェックやモニタリングの仕組み、こちらに実効性が担保されるよう、適切な制度運用をお願いいたしたいと思います。以上です。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、中野オブザーバー、お願いいたします。
- ○中野オブザーバー 中野です。

まず、今回事務局で丁寧に御議論いただき、まとめて下さったことに非常に感謝しております。事務局の提案に賛同いたします。

モニタリングをしていただくことで、事業者にとって如何に電源調達等々やそのリスク 管理、リスクヘッジが難しいかということも実態として分かっていただけるのではないか と期待しております。

もう少しコメントしますと、やはり3番の撤退時の話ですけれども、特高や高圧などの 法人のお客様と低圧の一般の家庭のお客様では恐らく少し対応が異なってくると思います。 先ほど安藤先生が、おっしゃいましたけれども、数千件が残る、残らないという点につい て、撤退時の対応としては、当然一定の期間を取る必要があると考えている一方で、期間 よりも、どのようにお客様に御説明・御案内申し上げるかという手段のほうが大事なのだ ろうと思います。これは我々の会社全体のサービスとしても常にこういうことを考えてお ります。

それから、これは需要家の立場ということになるかもしれませんけれども、法人のお客様に関しては、90日を目安にするということでよろしいかと思っております。今の状況では実は90日でも足りないという場合が結構あるのではないかと思いますが、中期的に考えれば今の契約先を見つけるのが困難な状況は解消されると期待していますので、この期間として妥当だろうと考えております。

あと、鍋島さんが御説明されたことに関しても、もちろん、その内容でよろしいのでは

ないかなと思っております。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、國松オブザーバー、お願いいたします。

○國松オブザーバー 日本卸電力取引所の國松でございます。この件に関しまして、以前から何度かコメントさせていただいております。

何のためにこれをするかというところが私もいろいろあるのかなと思っておりまして、需要家さんの保護のためという側面と、託送料金・インバランス料金の未収、ほかの料金の未収を極力抑えるという2つの点をどう実行していくかということかと思うんですけれども、需要家を見たときに、事業停止されたり破産したりする方というのは、中ではかなり安い小売料金でお客様と約束というか契約をして、そのままやはり立ち行かなくていってしまう例がございます。そういったときに需要家さんは何を願っているのかというと、数か月、1年でも、安い電気料金のときがあるのだったらそれはありというような考え方をされている方もいるように思うんですね。いろいろなこれまで小売電気事業者さんが事業停止に追い込まれている、その需要家の書込み等をつぶさに全て見ているわけではありませんが、そういった意見の表明というのも――意見というか、そういった書込みもあるのは事実だと思います。そうしますと、この解約というのに掛かる期間を、やめるまで、供給停止までを需要家に案内しても需要家がなかなか移らないというのは、その料金がぎりぎりまでそれでいたいからずっとい続けるという方もいますので、そこをどう考えていくのかなというのはあろうかと思います。

また、このやり方をしても、資料4—1の中では、公表に関してはなかなか国がこれを公表するわけでもないでしょうから、小売電気事業者の教育という形になろうかと思うんですけれども、この教育というのもどうでしょうね、事業を進める方はそれなりの経営者でありますから、このぐらいのことが必要か必要でないかは事業者の責任としてあるのではなかろうかなと。何か教えてあげるというようなことというのは過保護過ぎるのではなかろうかなというような考えもあるのだと思います。リスク管理はもちろん一様ではありませんし、会社がされているところもあろうかと思います。

また、委員の先生方からも意見がございましたが、親会社が云々というところにつきましては考え直しが必要というのは、だから安心ということにつながってはいけないと思います。資料4-1の13ページですけれども、実際にはこの事象が起こっております。親会

社が上場企業においても子会社が破産に向かったということはありますので、そういった 事例がある以上は、これというのはおかしいことになるのかなと思います。

その事例を鑑みますと、この需要家というのを一律に考えるのかどうしていくのかというところだと思うんですが、地方自治体におきましては、電気の調達契約に対して指針か規程か何かの法では入札でやっていくということが決められていたと思うんですけれども、その中で、やはり小売電気事業者に変えた、入札で選んだのだけれども、その会社が供給開始が始まって間もなく破産してしまったその後で、その地方自治体は限られた資金の予算の組替えといったことをしなければいけないということになっておりますので、自治体の電気調達の指針等について、この期中での撤退リスクをどう確認をするかというのは、規制の中で――規制というか、法律だったか規制の中で記載すべきなのではなかろうかなと思います。

もう一点の、託送料金・インバランス料金の未収のリスクをどう考えていくのかという ことなのですけれども、やはり総額450億円というのは非常に大きな金額であって、これ はやはり回収する一般送配電事業者さんが責任を持って回収いただくようなインセンティ ブを働かせなければいけないのかなと思います。なかなかつらい仕事かと思いますけれど も、高ければ駄目で安ければいいのかというと、電気料金については多寡ではなく平等性 というのは一番大切なものだというように考えておりますので、必ず全事業者から、ルー ルで決められた金額をお納めいただくという前提に立ってお支払いいただくようにしなけ ればいけないと。そのために一般送配電事業者さんにしっかりと回収に向けた活動してい ただきたい。その中で必要性があるのだったら、やはり先払いたる保証金のやつも必要で あると。それは一般送配電事業者が胸を張って説明できればいいのかなと私は思うのです けれども、そこにいろいろな指針があると、それに合っているか合っていないかという議 論をしているうちに取れずに、結局支払われずに破産してしまうということも考えられる かと思います。ここでそれを取りっぱぐれたお金というか未収のお金というものがどうい う扱いになるのか、それは託送料金という中で広く託送料金回収に向かうのか、取れなか った一般送配電事業者さんの損金になるのか、そういったところでも変わってくるのかな とも思ってございます。その辺り、全額を一般送配電事業者さんの損金にするというのは どうかとは私も思いますけれども、何にしても、もう少し一般送配電事業者さんが回収す るインセンティブ、また独自性というものを持てるようにしたほうが回収率は高まるので はなかろうかなと考えるものです。

すみません、以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、資料の順番からは逆になりますけれども、まず4-2の資料につきまして松 田委員から御質問等いただきましたので、鍋島課長から御回答いただけますでしょうか。 〇鍋島NW事業監視課長 松田委員からの御質問は、資料の2ページの、a・b・cの 要件で「インバランス量が大規模」というものが絶対量なのか相対量なのかという御質問 でした。これにつきまして事務局のほうで考えますのは、このスキーム、もともと、ちょ っと1ページに戻っていただきますと、インバランス料金の大規模な未払いを防止すると。 ですから、社会的に問題となるような、こういう未払いを防止するということであります。 先ほど國松オブザーバーから御指摘がありましたけれども、この未払いのものというのは 最終的には託送料金になって、それで各ユーザーに請求される。最終的にはそういうもの であります。今回450億円という話がありましたけれども、非常に大規模なものが発生し ますとやはり最終的にユーザーに跳ね返るということであります。この未払い防止という ことですが、普通は未払いになってから回収をするとか契約を停止するとすればいいもの を、未払いになる前にあえて保証金を要求するということですから、これは相当の理由が あると。したがって、一般送配電事業者にとっても大規模であり、社会的にも大規模と言 って差し支えないような、そういうインバランスだと思います。その際の線引きが一体幾 つなのかというのはケース・バイ・ケースだとは思いますけれども、そういう(インバラ ンスを発生させた)小売事業者にとってどうというよりは、むしろ一般送配電事業者ある いは社会的に見てどうというような形のものだと思いますので、結論からすると、絶対量 という考え方のほうがより近いのではないかというふうに考えております。

私からは以上です。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、池田課長、お願いいたします。
- ○池田取引監視課長 皆様、御意見どうもありがとうございました。

まず、草薙委員からは、参入時の件に関して、いろいろリスク管理の項目、あれがもっと積極的にいろいろあってよいのではないかというところの御指摘がございまして、ここは事業者に自由に考えていただくというスタンスを採ってはいるのですけれども、何かしらの共有すべきよい例というのがありましたら、それを広めていくような、そういうこと

も検討していきたいと思います。

また、参入後の、要はKPIとかが、今、事業者の臨機応変な対応といいますか、自由を縛ることがないようにという対応につきましては、まさにおっしゃるとおり、これでかえって適切な対応を取った場合にそれを逆に押しとどめてしまうようなことがないように、そこは意欲をそぐことのないように気をつけて運用していきたいというふうに思います。

それとあと、撤退時の、25ページ、要は、解約を回避する見込みがないと自ら判断する場合にどれぐらいの日数で需要家に周知するのかというところにつきましては、これは具体的な日にちの線引きをするのはなかなか難しいところでございまして、要は準備が整い次第すぐにというイメージでおるところでございます。

あと、末岡委員と安藤委員からは、セルフチェック、定期報告の対象者で、特に資金の 概況の①②の要件についていろいろ御指摘があったところでございます。私どもは、そも そもここで資金の概況の提出を依頼するという趣旨は、これはそもそもで言うと、資金の 概況を四半期ごとに出すことによって今の財源の状況をよく把握していただいて、それで リスクとかをチェックいただくと。そういうことを一応主目的に置いているところでござ いまして、それで、これを電力取引報の一部として提出を求めるということは、要は法令 に落とし込むための一定の線引きをする必要があるというふうに考えるところでございま す。そういう点で言いますと、何を一番ここで考えるかというと、やはり一つは財務の状 況についてちゃんとしっかりと監査を受けているかというところでございますし、あとも う一つは、財務基盤が安定的なものであればそれを重ねて求める必要はないのではないか というふうに考えるところでございます。ただ、これだけだといろいろ不十分ではないか、 また親子会社関係であっても支援が受けられない場合もあるのではないか等々、あるいは 赤字決算が続いているときはどうするんだというような、いろいろありますけれども、そ こはモニタリングのもう一つの目的としまして唐突な撤退の予兆がある場合は事業者に対 して追加的な対応を求めるということで、事業者が撤退する可能性があるかどうかという ところも把握する必要があるわけでございますけれども、一応そこにつきましてはこの13 ページの3ポツで書かれた、国が必要と認める場合には資金の概況の提出を求めることと するということで、なかなかちょっと法令に落とし込むことはできないのですけれども、 一応この①②を基準としつつも、リスクが高いと思われる場合にはやはりこれを提出して いただくことになるというところでございますが、一通り求める要件としては、①②プラ ス、国が必要と認める場合というところで対応していきたいというふうに考えるところで

ございます。

それとあと、安藤委員からは撤退する事業者につきまして、20スライド目で、数万件~ 十数万件の契約があったとした場合、これが事業者のリソースではなく、なかなか需要家 が重い腰を上げないことによって契約切替えがなされない場合には、これの期間を延ばし てもあまり変わらないのではないかという御意見といいますか、御質問だったかと思いま すが、ここで挙げている事例というのは、1つは、実は最初は1か月で撤退する予定だっ た事案でございまして、そのときはまだ1か月後にはほとんど多くの契約がまだまだ解約 もされないまま残っていたと。我々のほうからそこは需要家に対してきちんと周知しなけ ればいけないと。要は、1回だけではなくて、2回、3回といったところ、どんどんと件 数が減っていったというところで、最終的にはスムーズに撤退することができたというと ころでございますので、確かに1か月と3か月で重い腰を上げない需要家もいるかもしれ ませんけれども、多くの需要家はやはり1か月だと腰を上げなくても3か月だと腰を上げ る場合が多数あるということかと思います。ちなみに、4か月、5か月たった需要家とい うのは、それは確かにおっしゃるようにそれ以上はという問題はあると思いますけれども、 少なくとも過去の、まだ居残りの需要家が1か月だとたくさん残っていたけれども3か月 だと大幅に減ったというところから見ると、やはり3か月間は周知する意義があるのでは ないかというふうに考えるところでございます。

あと、撤退に関しましては、石川オブザーバーからも、要は解約を回避する見込みがないと自ら判断するという、そこが甘くなってしまうと需要家保護が図られないのではないかという御懸念でございましたけれども、実は私ども監視等委員会の事務局ではこれまでも小売の撤退の情報についてはアンテナを高く張っておりまして、それで撤退しそうだという情報をつかめば、そこは当該事業者にコンタクトを取って、内々にコミュニケーションを取って、ちゃんと需要家に周知をして、立つ鳥跡を濁さずで撤退するというところまで指導してきたところでございまして、オブザーバーの御指摘も踏まえまして、小売がその辺の判断をきちんと適切に行うよう指導していきたいというふうに考えますし、あと、二村委員からもモラルハザードに対する御懸念というのがありましたが、そこについてもモラルハザードが起こらないような、そういうところも含めてしっかりやっていきたいと思います。

あと、安藤委員から本人確認の話がございましたけれども、これは現行小売営業ガイド ラインに記載されております。 すみません、いろいろ長くなりましたけれども、いずれにせよ特にセルフチェックのと ころは今後の運用を踏まえて適時に見直すことをするというふうにしているところでござ いまして、不十分なところあるいは課題なところについては随時見直していきたいと思い ます。

あと、國松オブザーバーからは、何のためにこれをするのか、需要家保護の側面と社会的な抑制というところかということで、それはそのとおりでございまして、あと、撤退時に、要はもともと安い価格で契約していた顧客だとなかなか撤退時にスイッチしていかないのではないかというところでございまして、そこは今まで私どもが指導した撤退事例を見ますと、確かに腰の重たい需要家というのはそういうところがあるのかもしれませんけれども、やはりそこは繰り返し周知を丁寧に行っていくことで解約に向けた意思を固めていっているところでございます。

あとは、需要家への情報提供は、親会社――すみません、取りあえず以上でございます。 〇武田座長 どうもありがとうございます。活発に御議論いただきまして、また貴重な 御意見を頂きました。さらに、質問、コメントにつきましては十分に御回答いただけたの ではないかというふうに思います。

それを前提に、本件の改革の大きな方向については御賛同いただけたというふうに思いますし、さらに本件につきましては早急な対応が必要であるということでありますので、 先生方におかれて特に強い御異論がなければ、事務局からありました御提案内容を電力・ ガス取引監視等委員会に報告したいというふうに思いますけれども、先生方、よろしいで しょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。事務局におかれま しては対応をお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題 3 「2022年度夏季の追加供給力公募 (kW公募) 及び追加電力量公募 (kWh公募) の運用結果の事後確認等について」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、ネットワーク事業監視課のほうから、資料5につきまして説明いたします。

2ページ目、本日の報告の内容でございますが、今年度夏季の需給対策の一つとして、 資源エネルギー庁の審議会におきまして実施が決定された追加供給力公募及び追加電力量 公募――前者がkW公募で後者がkWh公募ですけれども、こちらにつきましては7月~8月 ということで提供期間がありまして、その後の精算も終了しております。ということで、 振り返りまして、この精算及び運用につきまして事後確認を監視等委、事務局のほうでも 行いましたので、御報告いたします。

3ページ目、4ページ目、5ページ目はkW公募及びkWh公募の概要でしたので、こちらについては省略させていただきます。

7ページ目、まずkW公募の精算結果でございます。kW公募の落札案件につきましては6件ございましたけれども、このうち西日本のDRの2件につきましては発動指令がありませんでした。残り4件は発動指令がございました。こちらの精算結果が下の表に出ておりまして、この4件につきまして稼働したということで、それを市場で売って得た収益が47億円と。一方、後で御説明しますけれども、動かなかった電源がございまして、5億円。もともと一般送配電事業者で支払った調達価格が116億円ということなので、52億円ほどが戻ってきたということになります。ということで、還元率は42%でございました。

8ページ、運用結果でございますが、先ほど申し上げたとおり6件中2件は発動指令がありませんでした。4件のうち3件は未達度合が1%以下ということで指令どおり動きましたけれども、1件は未達度合が26%でした。これにつきましては後ほど説明します。市場への入札につきましては、各案件とも全量市場への供出を行っておりましたし、市場で不落になった電力につきましても調整力として活用されたということです。マストランの運転による電力も、これも全コマ全量約定しております。

9ページ目ですが、先ほど申し上げた未達度合が多かった電源でございますが、1回目の発動指令は発電機のトラブルがあったということであります。2回目以降は、発電機の自動制御機能がありまして出力は制限されていたところ、落札事業者はこの事象について運用面で不慣れであったということもありまして把握していなかったと。この発電設備は他社から譲渡されたもので、まだ日が浅かったということでありました。一般送配電事業者側もこれに気付かず、中央給電指令所側でも発電出力をリアルタイムで把握していなかったので、結果的に期間が終わってから状況が分かったということであります。未達度合が大きかったというのは必ずしもよくないのですが、致し方ないというふうにヒアリング等を行った結果としても考えますし、未達度合に応じたペナルティーもきちんと支払っていただいているということなので、これはこれで問題があるというわけではないと。ただ、改善の努力は関係者においてなされたほうがよいとは考えます。

11ページですけれども、まとめますと、kW公募につきましては、6件中2件は結局活用

されなかったと。これは西日本の案件でして、広域予備率が8%未満という厳しい状況にならなかったので活用されなかったということでありまして、このkW公募はある種の保険、いざというときのためのものですので、その活用されなかったこと自体に問題があるとは考えていませんけれども、引き続き募集量等については工夫するということが大事だと思われます。

それから、運用方法につきまして、今回、設備の不具合に起因した未達度合の高い案件があったということで、これは発電事業者の側でも御努力いただくということですし、一般送配電事業者のほうでも事前確認をしていただくとか、そういう改善の取組が図られることが望ましいと考えております。

続きまして、13ページ目以降、kWh公募の運用結果の事後確認についてです。

14ページに同様に精算結果が掲載されております。kWh公募につきまして、9.3億kWhを追加調達し、それに一般送配電事業者は337億円を要したわけですが、その電源が市場に売られまして、その収益が232億円。発電事業者等がインセンティブとして受け取ったものが24億円ありますので、残りの208億円は一般送配電事業者のほうに戻ってきます。ということで、337億円支払いましたが62%戻ってくるということであります。

それで、15ページ、運用結果でございますが、まず、このkWh提供事業者におきましては、電力・ガス基本政策小委員会におきまして18円/kWh以上で入札しましょうということになっておりましたけれども、1件だけ17~18円で入札していたという事業者がありまして、これは18円で入札したものの複数回未約定になったということで17円まで値下げを行ったということで、それはそれで理由があるものと思います。

それから、16ページですけれども、市場供出のタイミングは、一般送配電事業者への還元力が増えるようできるだけ高いところで売ってほしいということが議論されていたところでございますが、必ずしもそういう値段の高いところで売られず、朝とか夜とかそういうときにこの追加調達のkWhが売られているという傾向がありました。

これにつきましては17ページに聞き取った結果等が書いてありますけれども、結局、自 社需要がありますので、自分の発電所はそちらのほうにまずは供給し、休日・夜間等のkW 余力を活用して追加調達のものを入札していったということであります。結果的に約定単 価は下がってきてしまって、燃料代と比べるとペイをしないというか、損益比率が悪くな ってしまうケースもあったということであります。

実際の動き方につきましては19ページ以降にグラフとして掲載していますが、この灰色

のところがそのスポット入札をしたところでして、必ずしもこのオレンジの線で示されているような、このエリアプライスの高いところで入札されたわけではないというところが少し残念ではあるものの、これはやむを得なかったと。この間は、発電所自体はきちんとグロス出力で運転されていたということであります。

加えて26ページですけれども、kWh公募で調達したものつきまして、自社需要を出し惜しみするというか、低く見積もってというような、そういうkWh公募を自社需要に充当するとかそんなおかしなことをしていなかったかということについてですが、これは日々監視等委員会のほうでこの余力の全量投入を監視しておりますし、グロス・ビディングを各社基本的には行っていますので、そういう自社需要を低く見積もるインセンティブもないというふうに考えております。

と言いつつ、その量を確認したところ、27ページですけれども、1社だけ、1日だけ、 少しミスによりまして入札した量が少なかったというケースがありましたが、大宗におい て大きな問題はない――この事業者もほかの日ではたくさん売っていたりもしますので、 問題はないというふうに考えております。

それから、28ページですけれども、今後の公募実施についてということで、そういうことで、還元率は少しそれなりに高いとはいえ、事業者がいつも値段の高いところで売っていたわけではないということであったのですが、ただ、大きな問題はなかったとは思っておりますし、今後インセンティブ設計等は引き続き工夫することが適当とは思いますけれども、総じて問題があったとは考えておりません。なお、今回の公募は還元率の上限が95%ですが、次回は還元率の上限を99%にするといった変更は行われております。

33ページですが、まとめということで、総じて問題になることはなかったと考えておりますということでありますが、まずkW公募につきましては、関係事業者によって今回残念ながらペナルティーが多かった1件につきまして、そういうことが今後もあったならば関係者によって改善の取組が図られることが望ましいと思います。また、冬季kW公募・kWh公募の要綱は一部変更がなされていますので、これにつきましてはまた効果について事後確認をしてまいります。

なお、35ページに参考までに掲載している図は、これは今回のkWh公募がスポット市場に与えた影響を確認するために、こういう公募はなかりせばという場合の市場価格についてシミュレーションを行ったものです。シミュレーション値と実際のプライスを比べますと、なかりせば案件が青ですけれども、それに比べると実際のエリアプライスは黒ですけ

れども少し下がっておりますので、ですから、実際の玉が出たのはこのオレンジの色付けをしているところですが、そうでないところでの、例えば右上の図などでは、この価格を下げた効果があるということであります。ですから、一般送配電事業者への還元率は先ほど御説明したとおりですが、小売事業者側に間接的に影響が及んだ部分というのがここの青と黒の差額というところでありまして、そういう意味でも効果はあったということを関係者の御協力を得まして試算しましたので、御報告いたします。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ありましたらチャット欄でお 知らせください。オブザーバーの方も含めてお知らせいただければと思います。

草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 ありがとうございます。草薙です。丁寧に御説明、御報告いただきまして 感謝します。

資料の15ページのスライドのところなのですけれども、第48回電力・ガス基本政策小委員会にて18円/kWh以上を基準にするということが適当とされていたにもかかわらず、17円/kWhで入札したという、その理由が、18円での入札で複数回未約定となったということで、市場価格の動向を考慮の上で行ったんだという御説明に監視等委員会として御納得をされたということであると受け止めました。事業者としても、追加調達した燃料を計画的に消費する必要など、いろいろと事情があるでしょうから、また複数回未約定となったという事実もはっきりと分かることでございますので、致し方ないというところかと思います。こういったことは、先ほど議題2でも述べましたけれども、事業者がそういった行動を取った理由をしっかりと経済合理性に基づいて説明され、その内容を監視等委員会として確認されるというプロセスがやはり非常に重要で、意義あることだと思います。そういうふうに感想を持ちました。今回の報告内容に異論はございません。御丁寧な説明に感謝します。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。事務局からコメントがありましたらお願いいたします。

- ○鍋島NW事業監視課長 特段ございません。
- ○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、本件については事務局案のとおり進めたいと思います。事務局は、この方針

で対応を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、最後の議題となりますけれども、議題4「小売重点モニタリング調査結果について」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 取引監視課の池田です。資料6でございます。小売重点モニタリングの調査結果について御報告をさせていただきます。

4ページを御覧ください。小売市場重点モニタリングとは、小売市場の競争状況を把握する観点から、モニタリング対象事業者の基準価格を下回る価格の小売契約について、ヒアリング等による重点的な調査を実施するという取組でございまして、2019年下半期供給開始分から始まり、今回は6回目、2022年上半期供給開始分の結果報告となります。

モニタリング対象事業者は、旧一般電気事業者及びその関連会社並びに区域内のシェアが5%以上の新電力です。モニタリング基準価格は、経済合理性に乏しい可能性のある基準として、過去12か月間のエリアプライス平均値としております。対象となる案件は、公共入札結果及び競争者から情報提供された案件としております。

なお、前回のモニタリング結果を7月26日に御報告させていただいた際に、今後の調査の実施方針につきまして、これまで5回にわたる調査を踏まえて、例えば任意抽出による確認を行うなど、重点的・効率的な監視業務を行ってまいりたいと考えていますと説明させていただいたところでございます。そして、過去5回のモニタリングにおいて、経済合理性のない価格設定が確認された案件が1件のみだったことや、同一事業者内での案件によるコスト構造の差がほとんど確認されなかったことを踏まえまして、今回からエリアプライス平均値を下回る全案件を重点調査の対象とするのではなく、事業者ごとに卸売市場価格からの下振れ幅が大きい上位10案件を調査対象とすることといたしました。もちろん、そこで電源可変費を下回る価格設定が確認された場合は、当該事業者に関しては悉皆的な調査に切り替える所存でございます。

続きまして、小売市場の競争状況でございますが、7ページから8ページにかけては旧一般電気事業者の域内シェアの推移でございます。全体としては引き続き減少傾向が続いておりますが、エリアによっては2022年度以降は横ばいもしくは増加傾向になっております。

9ページは公共入札の落札状況で、平均落札単価は前回のモニタリングから2円増と2 回連続で値上がり傾向が続いております。

10ページは、全国の公共入札におけるシェアの概況でございます。旧一般電気事業者の

件数ベースの落札シェアは前回とほとんど変わってございません。

13ページからが今回の重点調査の結果でございます。期間中の案件は、公共入札が1,362件、競争者からの申告は0件でございまして、このうち供給開始直前12か月間のエリアプライス平均値でスクリーニングをかけますと497件となりましたが、今回から重点調査対象を絞り込むこととしたため、94件がヒアリングによる重点調査の対象となりました。

その結果は14ページの表のとおりでございまして、モニタリング対象94件を地域の分布で見ますと、沖縄を除く全エリアに分布いたしまして、対象事業者は旧一般電気事業者系の事業者が11社と新電力1社に及びましたが、これらについてヒアリング調査を行った結果、電源可変費を下回る価格、すなわち売れば得るほど損をする経済合理性を欠く価格設定が行われていた、そういう案件は確認されませんでした。

15ページは調査結果のまとめと今後の予定でございまして、今後も引き続き小売市場重点モニタリングを実施し、小売市場における競争状況や価格形成について監視するとともに、卸市場供出における支配力行使による価格形成が行われていないかの監視も行っていくこととしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、 御質問、御意見等ありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。特に ございませんか。

それでは、委員を優先させていただきまして、草薙委員、よろしくお願いいたします。 ○草薙委員 ありがとうございます。草薙でございます。

小売市場自主的モニタリング調査結果についてですが、この10ページの調査結果を見ますと、公共入札の落札案件の推移について、旧一般電気事業者の落札比率が前回の発表では大きくシェアを伸ばしていたわけですけれども、今回は一段落したということだろうと思っております。全公共入札について占める比率にしましても、落札単価下位20%集団に占める比率にしましても、前回は旧一般電気事業者が大きくシェアを伸ばしたことがメディアにも注目されたと思うのですけれども、今回は落ち着いているということのように思われます。引き続きこのようなしっかりとした調査を基に、小売価格が電源可変費を下回ることがないかも絡めるような、様々な形で、状況をチェックしていくということが重要だというふうに考えております。

以上であります。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、竹廣オブザーバー、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー エネットの竹廣です。ありがとうございます。今回の報告内容とは直接関係しないのですが、本モニタリングの趣旨でもございます公正競争の確保といった観点でちょっと現在気になっていることがございまして、1点コメントあるいはお願いをさせてください。

現在、複数の旧一般電気事業者さんにおかれて次年度向けの卸のほうの取引あるいは卸入札の実施を公表いただいて、実際に我々も対応を進めているところなのですけれども、この卸取引あるいは入札については言わずもがなですが、供給力が厳しくなっている現状におきまして、新電力各社の事業運営ないしは事業継続に相当大きなインパクトを持っていて、各社が関心を持って対応を検討している最中だというふうに思っています。そのような状況下で、例えば旧一電各社さんのグループ内小売部門のほうで活用される量を例えば安価に先に確保された上で、残りをこの卸取引あるいは卸入札といった形で取引されることになっていないかといったような点を懸念するわけですけれども、現時点では既にグループ内小売部門分を新電力と同条件で対応すると表明されている事業者もいらっしゃるものの、この点につきましては事後評価では手遅れとなりかねないことですので、ぜひ各社様の対応がどんどん進んでいく前に、内外無差別の観点で監視等委員会さんのほうにぜひ点検を頂きたいというふうに考えております。

加えて、常時バックアップとの関係性の意味でも懸念点がございまして、卸入札の実施に伴って次年度の常時バックアップの扱いがどのようになるのかといったようなことが公式には不透明な中で各社対応を進めているわけなのですけれども、常時バックアップの有無によっては次年度の卸取引あるいは卸入札で応札すべき量ですとか、あるいは旧一般電気事業者さん以外との発電者さんとの相対調達の交渉において、今まさにその交渉の山場を迎えようとしていますけれども、一体どれだけの量を確保すべきかといったような点ですとか、この対応方針が大きく変わってまいります。今回初めてとなります卸入札のような実施を公表されただけでは直ちに常時バックアップが廃止がされるものではないというふうに想定をしておりますけれども、常時バックアップの有無は卸取引の交渉あるいは入札といったものへの応札量に大変影響いたしますので、ぜひ、すみません、この場をお借りして、現時点におけるこの理由の見解について確認をさせていただければ幸いでござい

ます。

以上でございます。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。では、中野オブザーバー、お願いいたします。
- ○中野オブザーバー 中野です。

今の竹廣さんがおっしゃったことは本当に深刻な問題ですので、ぜひチェックをお願いしたいと思います。このモニタリングについて申し上げますと、特高・高圧を中心に行われているわけですけれども、今後、低圧・家庭用も同じように、その実態の把握に努めていただきたいと思っております。これは皆さん御想像のとおりですけれども、この下期あるいは来年度にかけては旧一般電気事業者の規制料金が恐らく一番安くなるであろうと考えております。その料金は、エリアプライスあるいはベースロード市場、今では多分一番安いと言われている価格に比べて、その調達価格と販売価格には恐らく逆転現象が起きると思われます。家庭用、とりわけ規制料金につきましては扱いが難しいというのは重々承知しておりますし、それをそのまま何の実態も確認をされないということはないと信じておりますけれども、ぜひ事実は事実としてここに出していただきたいと強く希望します。これは何回かこのモニタリングの際に申し上げております。それをどうするかというのは非常に難しい議論だというのは承知しておりますけれども、やはりそこを避けないでいただきたいと思っております。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。それでは、事務局からコメントはございますでしょうか。

○池田取引監視課長 皆様、コメントありがとうございます。

まず、草薙委員からの御指摘も踏まえまして、今後ともしっかりとした調査を続けていきたいと思います。

また、竹廣オブザーバーからは、卸取引の問題ですとか常時バックアップの見通しとかに関する問題提起がございましたが、ここの最後に書かせていただいているとおり、卸市場における支配力行使による価格形成が行われていないかの監視というところもございますけれども、あと、竹廣オブザーバーから頂いた点も御要望として踏まえて、今後の施策の参考とさせていただきたいと思います。

あと、中野オブザーバーからは小売価格の在り方について問題指摘がございまして、すみません、前回も同じ御指摘を頂いているところで大変恐縮でございますが、御指摘のとおり特高・高圧と制度の構造が違うというところもあって、なかなかちょっとパラレルな施策を展開するというのが難しいところではありますが、御指摘の点を踏まえて今後とも対応してまいりたいと思います。

以上です。

- ○武田座長 それでは、新川事務局長、お願いいたします。
- ○新川事務局長 新川でございます。少し補足をさせていただきます。

竹廣オブザーバーから御指摘があった点でございますが、内外無差別の卸につきまして は各旧一般電気事業者が自主的なコミットメントに従いましてそれぞれ対応をお考えいた だいているところということでございますけれども、今の御指摘にありました旧一電グル ープ内の小売で安価に先にという話につきましては、私ども気付いた段階では御指摘をさ せていただいていると認識をしておりますけれども、全部が見られているわけでも、現時 点ではその保証もないということだと思いますので、引き続き内容について気を遣ってい きたいというふうに思っております。

それから、あと常時バックアップの廃止かどうかということにつきましては、今回の卸の内外無差別のオークションなどが行われますので、その結果を見ながらまた判断をしていくということであろうというふうに思っております。

以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、本件につきましては大きな御異論はなかったと思いますので、事務局の御提示の方針のとおり対応を進めていただくということにいたします。また、事務局長から今後の大きな対応についても御発言いただきましたので、その方針に従って事務局において対応を進めていただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

本日予定していた議事は以上でございますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田中総務課長 本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、 御確認のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、第78回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

